

福祉施設関係各位

長崎県社会福祉協議会
会長 濱本 磨毅穂
(公印省略)

全国社会福祉協議会の表彰規程に基づく表彰について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、例年全国社会福祉大会において、標記表彰が行われております。

つきましては、該当者がいらっしゃる場合は、ご多忙の折大変恐縮に存じますが、推薦書を作成のうえ、本会までご提出いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、平成28年4月より全社協表彰規程が改正され、従来の福祉施設の役職員に加え、福祉施設以外の業務に従事している社会福祉法人の職員が対象に追加されておりますので、ご留意願います。

記

1. 対象となる表彰区分

(1) 社会福祉法人・福祉施設功労表彰(表彰規程第4条)

社会福祉法人の現職の役職員ならびに社会福祉法人以外の法人等が経営する福祉施設の現職の職員(公立の福祉施設職員については専任職員)で、在職期間が役員として15年以上、または職員として20年以上(いずれも令和6年4月1日現在)で功績顕著な方
(詳細は裏面枠内をご覧ください)

(2) 永年勤続功労表彰(表彰規程:第6条)

社会福祉法人・施設の現職の役職員(公立の福祉施設職員については専任職員)で、同一法人における在職年数が30年以上(令和6年4月1日現在)の方

※(1)(2)とも、次の方は表彰の対象から除外するものとします。

①社会福祉関係で、叙勲または褒章を受けた方

②社会福祉関係功労者で厚生労働大臣表彰または同特別表彰を受けた方

(ただし、本年度における厚生労働大臣表彰候補者については、表彰の受賞を妨げないものとし、推薦を受け付けます)

③全社協会長から社会福祉事業功労者として表彰を受けた方

2. 推薦書様式について

対象の方がいらっしゃいましたら、下記4の本会ホームページ内「新着情報」をご確認のうえ、「全社協会長表彰推薦様式」をご依頼ください。本会より電子メールで様式及び関係書類をお送りします。

3. 推薦書提出方法及び締切日

2. により本会からお送りする Excel データに入力の上、同データを電子メールに添付し令和6年7月1日(月)必着でお送りください。併せて鑑文(取りまとめ書)を郵送ください。なお、令和3年度より、推薦書への代表者印の押印を廃止し、鑑文にのみ押印いただくこととしております。Excel データでのご提出が難しい場合は、その旨ご連絡ください。

4. 提出先及びお問い合わせ先

〒852-8555 長崎市茂里町 3-24

長崎県社会福祉協議会 総務企画課(担当:米田、山口)

TEL:095-846-8600

E-mail:kikaku@nagasaki-pref-shakyo.jp

ホームページ:<http://www.nagasaki-pref-shakyo.jp/>

長崎県社協 で検索

社会福祉法人・福祉施設功労表彰 対象詳細

社会福祉施設の役職員としての経歴概要が、上記1. (1)に該当することとあわせ、下記①から③のすべての功績があり、過去に県知事または県社会福祉協議会会長から、功績顕著の故をもって表彰された方が対象となります。

- ①法人・施設の発展、サービスの向上等に果たした功績
- ②所属法人・施設以外の行政や社協の福祉関係の委員会や検討会への参画等、地域や県域での福祉推進における功績
- ③種別組織での役職、また種別協研修会での研究発表、地域の福祉に根ざした取り組みや事業への参画等、当該法人・施設以外の活動への参加等の功績

※在職が15年または20年であることのみでは対象となりません。